

石川県公報

平成30年1月5日
第13068号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

目	次
告 示	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効（薬事衛生課）	1
○県統計調査の実施（少子化対策監室）	1
○漁業の免許（水産課）	2
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告（農業基盤課）	2
○入会林野整備計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告（森林管理課）	3
○土地区画整理組合の理事就任公告（都市計画課）	3
公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	3
監査委員	
○定期監査結果公表	5
○財政的援助団体等監査結果公表	5
○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	6

告 示

石川県告示第1号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成30年1月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- アダマンタン-1-イル=1-ベンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類
- 1-(4-エチルフェニル)-N-(2-メトキシベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- 2-[(4-プロモ-2,5-ジメトキシフェネチルアミノ)メチル]フェノール及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成29年12月29日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第2号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成30年1月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 県統計調査の名称

平成29年度ひとり親家庭等実態調査

2 県統計調査の目的

県内における母子家庭・父子家庭及び寡婦並びに子育て家庭（ひとり親家庭等）の実態を把握することにより、今後のひとり親家庭等に対する福祉施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 県統計調査の対象とする範囲

県内に居住する母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯のうちから無作為に抽出した3,000世帯並びに満18歳未満の児童を扶養する世帯から無作為に抽出した3,000世帯

4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

- ア 世帯の状況
- イ 住居の状況
- ウ 就労の状況
- エ 生活の状況
- オ 子どもの状況
- カ その他、生活上の問題等

(2) 基準となる期日又は期間

平成29年8月1日現在

5 県統計調査の報告を求める者

調査対象として選定された世帯

6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

石川県は、市町の協力を得て住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料により、調査の対象となるひとり親世帯等を抽出する。そして、石川県が決定した調査の内容により実態調査票を作成し、当該調査対象世帯に送付の後、郵送により回収するものとする。

7 県統計調査の報告を求める期間

平成30年1月17日（水）から同月31日（水）まで

石川県告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり漁業の免許をした。

平成30年1月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 免許年月日

平成30年1月1日

2 公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名又は名称

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名又は名称
内区第1号	内区第1号	七尾市大津町へ部105番地2	岡村國雄ほか15名 (大津養魚組合)

3 漁業の種類、名称及び時期、漁場の位置及び区域、制限又は条件並びに存続期間

免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の決定（平成29年石川県告示第456号）のとお

公 告

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成30年1月9日から同年2月6日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年1月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
熊 坂 地 区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業 計 画 書 の 写 し	加賀市経済環境 部農林水産課
安 津 見 地 区	農業用施設石綿対策特別事業	県営土地改良事業 計 画 書 の 写 し	志賀町役場 農 林 水 産 課

入会林野整備計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)第6条第1項の規定により、入会林野整備計画の認可申請を適当と決定した。

なお、入会林野整備計画書の写しを平成30年1月5日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成30年1月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

入 会 林 野 整 備 組 合	縦 覧 場 所
百々町入会林野整備組合	石川県農林水産部森林管理課 石川県南加賀農林総合事務所 加 賀 市 役 所

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成30年1月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

白山市三浦・幸明町土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
西 村 幸 男	白山市三浦町14番地	平成30年1月4日
相 川 貞 重	〃 三浦町23番地	〃
井 村 正 明	〃 三浦町47番地	〃
松 本 好 孝	〃 幸明町23番地	〃
井 村 進	〃 三浦町50番地	〃
井 村 幸 次	〃 三浦町58番地	〃
寺 井 勝 之	〃 三浦町30番地	〃

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第1号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成30年1月5日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2(一方通行)金沢東警察署管内の表188、189、190及び191に次のように加える。

188	国道8号 (森下川橋海側 側道)	金沢市南森本町イ157番地1先から 金沢市南森本町イ166番地1先まで	約25 メートル	終日	車両	福久町から北森 本町に至る方向
-----	------------------------	----------------------------------------	-------------	----	----	--------------------

189	国道8号 (森下川橋山側側道)	金沢市南森本町イ104番地1先から 金沢市南森本町イ155番地1先まで	約25 メートル	終日	車両	北森本町から福久町に至る方向
190	国道8号 (流出ランプ)	金沢市南森本町イ145番地1先から 金沢市南森本町イ166番地1先まで	約90 メートル	終日	車両	福久町から北森本町に至る方向
191	国道8号 (流入ランプ)	金沢市南森本町イ154番地1先から 金沢市南森本町イ148番地1先まで	約90 メートル	終日	車両	北森本町から福久町に至る方向

別表第2(一方通行)寺井警察署管内の表58及び59に次のように加える。

58	国道8号、国道305号	能美市大長野町ト40番地先	約10 メートル	終日	車両	大長野町方向から寺井町方向
59	国道8号、国道305号	能美市大長野町チ71番地先	約10 メートル	終日	車両	大長野町方向から小松市一針町方向

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表1047に次のように加える。

1047	県道八田南森本線	金沢市南森本町イ95番地2先 (南森本交差点)	八田町方向から 国道8号オフランプへの右折		車両	終日
------	----------	----------------------------	--------------------------	--	----	----

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表99及び209の項を次のように改める。

99	県道松任美川線	白山市笠間町515番地先から 白山市米光町1112番地先まで	約2,220 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
209	県道松任美川線	白山市美川中町ヲ22番地先から 白山市西米光町1番地先まで	約3,030 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内の表193に次のように加える。

193	町道KC-1号線	鹿島郡中能登町二宮イ部146番地先から 鹿島郡中能登町二宮ナ1番地先まで	約400 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	----------	-----------------------------------------	--------------	----------------	----	--------------

別表第13(車両通行帯)金沢東警察署管内の表5の項を次のように改める。

5	国道157号	金沢市武蔵町15番1号先(香林坊方向から武蔵交差点に至る方向)			3本	約40 メートル
---	--------	---------------------------------	--	--	----	-------------

別表第2(一方通行)金沢東警察署管内の表168の項を次のように改める。

168		削	除
-----	--	---	---

別表第2(一方通行)金沢西警察署管内の表27及び64の項を次のように改める。

27		削	除
64		削	除

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表83及び974の項を次のように改める。

83		削	除
974		削	除

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢西警察署管内の表617及び618の項を次のように改める。

617	削	除
618	削	除

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成29年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年1月5日

石川県監査委員	米	田	昭	夫
同	石	坂	修	一
同	浜	田		孝
同	岡	部	朋	代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
金沢北陵高等学校	平成29年12月20日	平成29年9月末現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
工業高等学校	〃	〃	〃
金沢錦丘中学校	〃	〃	〃
金沢錦丘高等学校	〃	〃	〃
ろう学校	〃	〃	〃
金沢二水高等学校	〃	〃	〃
南部家畜保健衛生所	〃	〃	〃
金沢西高等学校	平成29年12月21日	〃	〃
小松教育事務所	〃	〃	〃
小松北高等学校	〃	〃	〃
小松高等学校	〃	〃	〃
大聖寺実業高等学校	〃	〃	〃
加賀聖城高等学校	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成28年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年1月5日

石川県監査委員	米	田	昭	夫
同	石	坂	修	一
同	浜	田		孝
同	岡	部	朋	代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人いしかわ農業総合支援機構	平成29年12月20日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
特定非営利活動法人石川県自然史センター	〃	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

株式会社マリンパーク内灘	〃	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団	平成29年12月21日	〃

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

平成29年3月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事等から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

石川県監査委員 米 田 昭 夫
同 石 坂 修 一
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

1 公表の範囲

平成28年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事等が講じた措置について、石川県知事等から通知を受けた事項

2 公表の概要

平成28年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所 属 名	監 査 結 果 の 概 要	監査結果に基づき講じた措置
スポーツ振興課	(スポーツ施設の管理運営) いしかわ総合スポーツセンターについて、県と指定管理者との間で締結した基本協定書は、「管理業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たときは、この限りではない。」と定めているが、指定管理者の一員である石川県ビルメンテナンス協同組合が業務の一部を県の承認を得ないで第三者に委託していた。	指定管理者が管理業務の一部を第三者へ委託する際、基本協定書に基づき事前に県に対し承認を得るための申請書を提出するよう改めて指導した。
金沢商業高等学校	(毒劇物等の管理) 「金沢商業高等学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「定期的に数量と管理簿の照合を行わなければならない」とあるが、同校の毒劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物の定期点検が行われておらず、数量を把握できていなかった。 数量等毒劇物の保管状況を確認するとともに、使用の見込みのないものについては、適正な方法により、速やかに廃棄すべきである。 また、学校指導課は、各学校の毒劇物管理が適切に行われているか、抜き打ち的な現地調査等により確認すべきである。	該当校において、毒劇物の数量を確認し、定期点検を行うこととした。また、使用の見込みのない毒劇物をリストアップし、廃棄することとした。 各学校に対して、毒劇物の保管・管理を徹底するよう、文書で通知を行った。また、毒劇物の管理実務者連絡会議で、毒劇物の適正な保管管理について具体的に説明し、県立学校長会議においても、再度徹底を呼びかけた。更に、毒劇物の適正な管理に必要な物品の購入希望調査を実施し、21校に薬品整理箱等、必要な物品を購入した。加えて、順次各校に対して現地調査を実施することとした。